

エネルギー規制・制度改革アクションプラン

～グリーン成長に向けた重点28項目の実行～
(案)

(概要)

平成24年3月29日
エネルギー・環境会議

これまでの経緯

1

第2回 エネルギー・環境会議（平成23年7月29日）

～**当面のエネルギー需給安定策**を決定～

（予算、規制・制度改革など政策支援策の総動員）



第4回 エネルギー・環境会議（平成23年11月1日）

～**エネルギー需給安定行動計画**を決定～

（主な内容）

- ・ **規制・制度改革重点26項目**について、年度末までに行政刷新会議と連携しつつ結論を得る（**エネルギー規制・制度改革アクションプラン**）
- ・ 約6000億円の予算措置
- ・ 電力会社によるアクションプラン



第6回 エネルギー・環境会議（本日）

エネルギー規制・制度改革アクションプランの成果の取りまとめ

①「エネルギー規制・制度改革アクションプラン」(※1)の成果として、 重点課題28項目(※2 ※3)の改革を決定

※1 昨年11月1日にエネルギー・環境会議で決定した「エネルギー需給安定行動計画」の一部をなすもの。

※2 11月のアクションプランの26項目の重点課題に、「民主党エネルギーPT第一次提言」(本年2月)等を踏まえ2項目を追加。

※3 電力システム改革9項目、再生可能エネルギー導入11項目、省エネルギー推進8項目。

② 本決定により、今夏の電力需給のひっ迫に対し、ピーク時の電力 不足と電力コストの上昇を最小化する。

③ 更に、本決定は、エネルギー構造改革を先行的に実施するものであり、グリーン成長の基盤となる。

④ これらの決定については、速やかに実行・措置する。

⑤ 今後、今回の措置についてフォローアップと更なる検討を進める。

(1) 分散型電源の活用拡大

1. 自家発電設備の故障等に備えた**バックアップの売電契約(自家発電補給契約)のみについて、新電力など他の電気事業者と締結可能**とし、競争を通じた料金引き下げを促進。
2. 同時同量ルール(需給安定のため新電力が30分間で需要と発電量の合計量を一致させるルール)における**不足分の電力補給の料金(インバランス料金)を引き下げる省令改正**。
3. 他の需要地にある自社又は関係会社等で自家発電を焚き増し、電気事業者へ売電した場合に、**節電とみなすためのガイドラインを策定・公表**。
4. 電力会社の最新データ等を精査し、**風力発電の連系可能量を**これまでの想定より**5割以上拡大**。
5. 本年7月の固定価格買取制度の施行に向けて、再生可能エネルギーの優先接続・優先給電ルールを整備。

(2) スマートメーターの導入促進と柔軟な電気料金メニューの設定

6. 節電を行った場合により高い割引が受けられる需給調整契約など、**柔軟な料金メニュー**を既に電力会社6社が**追加導入**。
7. 事業者による**ピーク対策を円滑化**する仕組みを創設する**省エネ法改正案を国会に提出**。また、スマートメーターに関し**計量法に基づく検定手数料を引き下げる**方向で見直し。
8. スマートメーターとHEMSとの情報連携に必要なインターフェースを標準化。

(3) 卸市場の活性化によるコスト低減

9. 卸売専門の発電事業者の**余剰電力分を、電力会社との既存の契約外で、卸市場などに自由に売電できることを明確化**。

(1) 太陽光発電

- 10. 電気事業法上の**工事計画届出等の不要範囲を、従来の500kW未満から2,000kW未満に拡大。**
- 11. 売電用の太陽光発電施設を**工場立地法の適用対象外**とすること及び環境施設として位置づけることについて、検討・見直し。

(2) 風力発電

- 12. 自然公園における**風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン**について、環境影響評価法との関係を整理するとともに、個別事例の検証を行いながら実態把握を進め、**平成24年度中に必要な見直し。**
- 13. 平成24年春頃を目途に海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針(仮称)を決定。
(追加): 風力発電機に関する構造基準についての合理化を進めるとともに、**建築基準法上の審査を電気事業法上の審査に一本化**することを検討。

(3) 地熱発電

- 14. 国立・国定公園内における地熱発電施設を**6箇所に限定する**という通知を廃止。また、**国立・国定公園内における地熱開発の取扱い(第2・3種特別地域等)に関する新しい通知を発出。**
- 15. 温泉法における**掘削許可の判断基準の考え方に関するガイドラインを発出。**

(4) 小水力発電・バイオマス

- (追加): 小水力発電に関する**河川法に基づく手続・規制を見直し。**

(5) 共通項目

- 16. **農山漁村における再生可能エネルギー導入促進**のため、農林地等の所有権移転等のための市町村の計画策定や、農地法、森林法等の手続等のワンストップ化を可能にする**新法**を国会に提出。
- 17. 再生可能エネルギー発電設備の**設置について、随意契約による国有林野の使用を可能とする。**
- 18. 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアルの改定に向けて検討。

(1) 需要側における電力ピーク対策の導入

19. 今通常国会に提出した省エネ法改正案において、電力需要ピーク時の電力の使用を低減する取組を評価することを規定。
20. 今通常国会に提出した省エネ法改正案において、個々の需要家に対するエネルギー使用情報の提供、料金メニューやスマートメーターの導入等について、電気事業者による計画の作成・公表を規定。

(2) 蓄電池の利用拡大

21. 消防法に基づくリチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いの規制について、運用を明確化。
22. リチウムイオン電池の非常用電源としての使用を解禁し、具体的な取扱いを規定。

(3) 民生部門を中心とした省エネ規制の徹底・強化

23. 住宅・建築物の省エネ基準について、一次エネルギー消費量で総合的に評価する新基準を審議会等での審議を踏まえ、策定する。
24. 今通常国会に提出した都市の低炭素化の促進に関する法律案において、省エネ性能に優れた住宅・建築物の認定制度を創設。省エネ基準の見直しに伴い、住宅の省エネ性能を評価するラベリング制度の充実を図る。
25. 新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準適合義務化を実現するため、具体的な工程(義務化の対象、時期、水準)を本年4月に明示。

(4) 熱エネルギーの有効利用の促進

26. 河川水、下水熱等の再エネ熱・未利用熱の利用促進のための通達等を整備。引き続き関係省庁間の連携を推進。また、コジェネレーションに対する支援策の在り方や規制・制度面での課題等について総合的な検討を実施。

エネルギー規制・制度改革アクションプランの 重点課題26項目＋追加2項目

電力システム改革(9項目)

～来夏を目指した
多様な主体の参画の促進～

(1)分散型電源の活用拡大

～自家発や再エネ等の分散型電源の
参入促進とこれを支える送配電事業の
中立性・公平性強化

1. 自家発の故障時等に備えた「自家発補給契約」の負担の実質的引き下げ
2. 発電と需要の「同時同量ルール」に基づくインバランス料金の引き下げ
3. 自家発余剰電力の有効活用のための電力会社の系統(送電網)の活用
4. 送電における広域的運用の実施
5. 再生可能エネルギーの優先接続・優先給電ルールの整備

(2)スマートメーターの導入促進と 柔軟な電気料金メニューの設定

6. 柔軟な料金メニューの設定による需要家に対するピークカット・省エネ誘因強化
7. 5年間の集中導入プランに対応したスマートメーターの導入加速化のための制度的枠組み
8. スマートメーターのインターフェースの標準化

(3)卸市場の活性化によるコスト低減

9. 卸・IPPの発電余力の活用

再生可能エネルギー導入(11項目)

～供給構造の改革～

(1)太陽光発電

10. 電気事業法上の保安規制の見直し
11. 工場立地法上の取扱いの見直し

(2)風力発電

12. 自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインの見直しの検討
13. 洋上風力発電に関する制度環境の整備
【追加:風力発電に関する構造基準の見直し】

(3)地熱発電

14. 自然公園法に基づく立地規制の許可要件の明確化等
15. 温泉法における掘削許可の判断基準の考え方の策定

(4)小水力発電・バイオマス

【追加:河川環境・発電規模・利用場面等に応じた水利権の許可手続きの合理化】

(5)共通項目

16. 今国会に提出した農山漁村の再エネ促進の新法による、農山漁村における導入促進に係る農林地等の利用調整の円滑化
17. 国有林野の貸付対象に関する見直し
18. 地球温暖化対策地方公共団体実行計画における再生可能エネルギー等導入の位置付け明確化

省エネルギー推進(8項目)

～需要構造の改革～

(1)需要側における電力ピーク対策の導入

19. 省エネ法における電力ピーク対策の積極評価
20. 需要側の電力ピーク対策における供給事業者側の協力

(2)蓄電池の利用拡大

21. 消防法に基づくリチウムイオン電池の取扱い規制の見直し
22. リチウムイオン電池の非常用電源としての使用解禁

(3)民生部門を中心とした省エネ規制の 徹底・強化

23. 住宅・建築物の省エネ基準の見直し
24. 住宅・建築物のラベリング制度の充実
25. 省エネ法等による住宅・建築物の省エネ基準適合の段階的義務化

(4)熱エネルギーの有効利用の促進

26. 熱エネルギーの活用のための制度整備

※ 今回の取りまとめの中で、特に今夏の電力需給ひっ迫、コスト増のおそれに対して即効性が期待されるものについて、自家発の活用・需要家のピーク対策・太陽光発電の設置の3点から整理してみると、以下の通り。

自家発の活用

- 自家発電設備の故障等に備えた**バックアップの売電契約(自家発補給契約)のみについて、新電力など他の電気事業者と締結可能**とし、競争を通じた料金引き下げを促進。
- 同時同量ルールに不足分の電力補給について、**夜間、日曜、祝日等の料金を引き下げ**。
- 自社又は関係会社等で**他の需要地にある自家発を焚き増し、電気事業者へ売電した場合に、節電したとみなす**運用を開始。
- 卸売専門の発電事業者(火力発電等)の**余剰電力分を、電力会社との既存の契約外で自由に売電できることを明確化**。



自家発の活用を進めることで、供給力を拡大

需要家のピーク対策

- 節電により高い割引となる契約などの柔軟な料金メニューを電力会社が追加導入。
- 消防法に基づくリチウムイオン蓄電池の規制について、運用を明確化。



柔軟な電気料金メニューの設定等により、需要家によるピーク対策を拡大

太陽光発電の設置

- 売電用の太陽光発電施設を工場立地法の適用対象外とすること及び環境施設として位置付けることについて、検討し、見直し。（※本年7月まで）
- 電気事業法上の工事計画届出等の不要範囲について、2,000kW未満に拡大。
- 本年7月の固定価格買取制度の施行に向けて、優先接続・優先給電ルールの整備を行う。



7月の固定価格買取制度開始に合わせ、太陽光発電の設置を促進